

多摩美術大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2016（平成28）年3月31日までとする。

II 総 評

一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、多摩帝国美術学校を創始とし、多摩美術短期大学を経て、1953（昭和28）年に多摩美術大学として発足した。その後、美術学部二部を改組し、夜間開講の造形表現学部が設置され、1999（平成11）年に美術学部と造形表現学部の2学部体制となった。大学院は1964（昭和39）年、私立美術大学最初の大学院として設置され、美術研究科博士前期課程5専攻、後期課程に1専攻を有している。現在は美術学部、美術研究科を東京都八王子市に、造形表現学部を世田谷区に置き、2キャンパス体制を敷いている。

創設以来の理念「自由と意力」が今も伝統として継承されていることは、変化の激しい時代を乗り越え、その位置、地位を確固たるものとしている証である。それに基づいた教育目標にも時代の要求に即した発展と変化を見せつつ、初心が揺らぎなく貫かれている。

教育目標として「高い専門性と総合性の融合」を掲げ、人格形成を重要視して、「芸術の創作は、人間を忘れ学理を離れた、単なる職能人にとどまることによっては達成されない」と謳っている。貴大学では、産官学共同で行われるPBL（Project Based Learning）教育に力を入れている。企業や自治体との共同研究に学生も主体的に参加することで実社会とのつながりを深め、「作家としての意識」を高めていく取り組みは優れたものであり、評価できる。さらに近年は、社会の複雑化・高度化に対応し、複数の学科が共同して、課題に取り組むものへと発展を遂げている。

一方で、論述の指導に不十分さが見られるのは問題である。特に研究科において学位論文の評価基準が明確になっていない。教育目標である「高い専門性と総合性の融合」は、論理的に意見を発信できる思考能力なしでは達成することができない。そのためには創作はもちろん、論文の指導にも力を入れていく必要がある。貴大学が明確な学位授与基準を立てることで学理を尊重するという教育理念を具体的な形で示し、教育目標の達成に向けて、一層努力されることを期待したい。

なお、大学の理念、学部・研究科の教育目標は大学案内、学生募集要項やホームページなどにおいてアドミッション・ポリシーやディプロマ・ポリシーとして分かりやすく明文化されている。ただし、学則には記載がないため、学部または学科ごとの教育目標を記載することが望まれる。

二 自己点検・評価の体制

自己点検・評価は、教育改善のための理事長、学長の諮問機関である「教育充実検討委員会」のもとで、『多摩美術大学 1997-98-99』を、2000（平成 12）年発行したことがはじまりであり、その後、『自己点検・評価 多摩美術大学 2000-2003』を作成し、2004（平成 16）年度に活動報告を行っている。それ以来、全員参加型の評価体制、活動プロセスの公開などにより問題意識の共有が図られている。また、2004（平成 16）年に外部委員を招いて外部評価を行い、客観性・妥当性を高める努力をしている。しかし、具体的な大学の改善・改革につながるように点検・評価活動を生かしておらず、より充実させることが望まれる。また、「教育充実検討委員会」の規程、自己点検・評価規程が見られないので、早急に整備し、組織的な活動を行うことが望まれる。

三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

1 教育研究組織

「専門性と総合性」の融合を目標に美術学部では、ファインアート系学科とデザイン系学科をバランスよく配し、深い技能の修得と時代に即した教育を行う組織を構築してきた。伝統的な手技による芸術活動から最先端の情報工学までをカバーする教育研究組織は、美術大学として充実したものである。また、造形表現学部は、美術・デザイン教育を夜間で行う日本で唯一の学部として特徴的である。大学院博士前期課程では 5 専攻を 12 研究領域に細分化する一方、後期課程は美術専攻という 1 つの領域に統合し、総合的な芸術研究者の養成を目指している。

また、近年共通教育センターを設置し、横断的な共通教育カリキュラムを組むことで、全人教育を目指している。2008（平成 20）年からはさらに、2 学部の「共通教育科目」をキャンパス相互で受講可能としている。学生の選択肢が増える積極的な取り組みだが、2 キャンパスを横断する教育活動はさまざまな問題点が予想されており、対策が必要であろう。

2 教育内容・方法

（1）教育課程等

全学部

「高い専門性と総合性の融合」を教育目標に掲げ、各学科、専攻がカリキュラム・

ポリシーに基づき体系的にカリキュラムを編成し、造形芸術分野のほぼ全域を網羅できるように整備されている。

「共通教育」は「教養チャート」の策定を機に、再構築が進んでいる。また、2008（平成 20）年度より、「共通教育」が学部を横断して受講できる体制が整備された。同時に「求める外国語能力」も定義され、国際化に対応した外国語教育を実施する体制が整いつつある。

なお、よりよい教育カリキュラムの構築を目指して、毎月「カリキュラム委員会」を開催し、随時、教育課程の妥当性をチェックする体制が取られている。

専門教育に関しては、両学部とも「専門職業人、独立した作家の育成」を目指し、PBL（Project Based Learning）教育を実施し、産官学共同研究を授業に取り入れながら実社会とのつながりを深めることで、創作者としての資質の形成を図っていることは高く評価できる。また、課題を完成させた後には、講評会を開催し、多角的な視点から批評を加えることで教育効果を高めている。これは、理論を学ぶ芸術学科においても、イベント企画などをおして、課題解決能力を養成する科目が取り入れられ、高い成果を挙げている。

美術学部

教育目標の達成を目指し、各学科、専攻とも1年次には、専門のための基礎教育に力を入れ、学年が進むにつれて、専門教育へと移行していくカリキュラムを編成している。

「共通教育」には、芸術・美術関係の講義科目のほか、倫理教育、7言語を配した外国語科目や自然科学系の科目など美術分野に限らず広い教養を身につけられるよう適切に整備されている。

学科、専攻ごとの専門教育科目のうち教養的な科目については、全学部学生にオープンにされており、専門分野を越えた学修ができるようにカリキュラム上の配慮を行っている。

造形表現学部

貴学部の特色は社会人への教育機会の提供を目的とした夜間修学にあり、多様な社会経験を有した学生が所属している。修学時間の制約によって、全日制の美術学部ほどのきめ細かさはないものの、教育課程・内容ともよく整備されている。リメディアル教育は行われていないが、2年次の基礎教育など、3・4年次の専門教育に移行するための教育課程は適切に整備されている。

美術研究科

博士前期課程は、1研究科5専攻で編成され、学部のPBL（Project Based Learning）教育を深化させた、充実した教育課程となっている。教育・研究指導については、クラス制を敷きマンツーマンの指導体制を基本とし、より専門性を深めていくことを目指している。そのため、教育課程には「絵画制作研究」「デザイン研究」など多くのゼミナール科目を配し、少人数で具体的な課題に取り組むことが重視されており、自ら考え課題を解決するPBL（Project Based Learning）教育をより高めたものとして、評価できる。

博士後期課程は1研究科1専攻であり、芸術の教育・研究を1つの領域に統合することで、従来の専門分野の枠を超えた今日的人材の育成を目指している。

社会人の受け入れについては1995（平成7）年昼夜開講制を導入し、2つのキャンパスの機能をうまく利用し、成果を挙げている。

（2）教育方法等

全学部

入学時、進級時の履修指導は適切であり、研究室でのオリエンテーションも行われている。しかし、研究室が創作空間になっており教員が常に在室しているので、オフィスアワーは設置していない。履修科目登録の上限は設けていないが、指定科目制に則った時間割が組まれているため、おおむね適切である。しかし、美術学部においては必修科目の単位数が少ない学科もあり、履修登録を制限することも検討の余地がある。

授業評価については、組織的な対応が不十分であったため、見直し作業中であり、評価結果の組織的活用体制を整えて再開することが望まれる。

シラバスは一定の書式で作成され、学生専用ウェブページ上に公開されており、教員と学生の対話ツールとして活用を進めている。しかし、教員間で記述の内容や質・量に精粗が見られ、改善が望まれる。とりわけ、造形表現学部では授業内容の記述が少なく、改善が望まれる。

なお、造形表現学部は夜間開講であるが、アトリエは日中も開放し、学生の自由な創作活動に配慮しており、適切な対応である。

美術研究科

博士前期課程の研究指導は、専門領域を深め、修士作品を最終目標として重要視しており、専門職業人を育成するという教育目標に適っている。そのため、基本的にゼミナール制が敷かれ、具体的な課題に取り組み、解決していくことを重視した教育を行っている。一方で、専門分野に深く入り込み、全体像を見逃す恐れがあるため、教

員全員が研究指導に携わるシステムがあり、専門性への偏りを補完する配慮がなされている。

5専攻のうち修士論文を課しているのは、芸術学、デザイン専攻のみであり、「創作研究を理論と実技の両面から探求する」人材を養成するという目標を達成するため、論文指導の一層の充実が期待される。

博士後期課程の研究指導は、慎重な姿勢で、実技および論文指導教員を決定している。総合演習や論文中間報告会は研究科の全教員と全学生が参加して実施され、研究指導体制は適切と考えられる。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）については、学部と連動しながら実践されているため、大学院独自で組織的なFD活動が行われることが望まれる。

（3）教育研究交流

大学として、国際交流の基本方針を明確化し、重点課題として「①留学生の受入強化②協定校間交流の充実③世界への情報発信」の3点を掲げている。海外の協定校は美術大学7校あり、特に弘益大学校、ヘルシンキ芸術デザイン大学との交流は活発である。また、共同研究プロジェクトを2006（平成18）年にアートセンター・カレッジ・オブ・デザイン（米）と実施し、シルパコーン大学（タイ）とは版画分野を中心に作品交流展を定期的に行っており、学生が海外で作品を発表できる機会を提供している。

美術学部では近年、留学生の受け入れが増加していることなど着実に成果を生み出しつつあり、おおむね基本方針が達成されている。なお、国内外の他大学との単位互換についても順調に推進している。

造形表現学部は夜間修学のため、国際交流を行う上で障害が多いものの、短期派遣のほか、協定校へ交換留学生を派遣しており、一定の実績がある。留学生の受け入れについては、夜間学部のため、「出入国管理および難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」により留学生の入学を許可されておらず、実施されていない。同様に単位互換についても困難は予想されるが、制度利用の促進に向けて検討がなされている。

美術研究科では、大学の国際交流の基本方針のもと、留学生の受け入れを積極的に行っている。現状ではデザイン専攻への留学生数が圧倒的であり、ファインアート系専攻の受け入れ努力が望まれる。また、博士後期課程のディプロマ・ポリシーには「国際的に活躍する専門職業人」を目指し、「海外、国内等のコンクール、個展、学会等の発表などで高い成果をあげること」が掲げられているため、今後この方針がどのように実現されていくかが問われるであろう。

(4) 学位授与・課程修了の認定

2007（平成 19）年にディプロマ・ポリシーが策定され学位授与方針は明示されている。前期課程においては、理論と実技の両立、芸術家としての倫理性の保持などが挙げられ、バランスの取れたもので適切である。後期課程においても、同様に高度な専門性と専門に捉われない探求などが掲げられバランスが取れている。

学位授与の方針を受けて前期課程において、学生の指導体制は原則として各専攻で決定しており、修了審査方法は5専攻で、修士作品のみが2専攻、作品とレポートが1専攻、他の2専攻は論文重視である。後期課程については、事前審査、予備審査、公開での学位審査と厳格な審査手順が明示され、理論と実技のバランスにも配慮されたものであり、適正である。しかし、作品、論文双方で審査基準が明確となっていない点は改善の努力が必要である。

3 学生の受け入れ

アドミッション・ポリシーを掲げ、大学として求める学生像を明示していることは適切である。このほか、学生の希望とのミスマッチを防ぐために相談会を実施するなど地道な活動は貴大学の理解の促進に成果を挙げている。

入学試験については、それぞれ試験方法・目的を分かりやすく明示している。その中で一般入試での受験者、入学者を確保できている点、他大学と比較し退学者数が少ない点は貴大学の学生受け入れ方針が学生に支持されている証である。また、ホームページなどで入学試験結果の開示や入学試験で受験生が創作した作品を公開する取り組みは受験の透明性を担保することに役立っている。

学部における収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数比率も一部の学科でやや高いと指摘できるが、全体としては適正である。大学院美術研究科に関しては、現状が適切と考えられる。

4 学生生活

奨学金は学内、学外を含めて適切に整備されている。とりわけ、博士後期課程の学生すべてを対象にした奨学金の給付は十分に実績を挙げている。さらに、アルバイトやティーチング・アシスタント（TA）制度を整え、学修環境に配慮した支援を行っている。

セクシュアル・ハラスメント防止に関しては規程の整備、学内での周知が適切に行われ、「ハラスメント防止委員会」も学外の専門家を入れることで公正な運営を行っており、適正である。

学生生活全般にわたる各種相談に対しては、相談窓口を多様に設け、加えて「学生生活調査」（2008（平成 20）年度より「生活実態調査」）を実施し、学生の声を聞く制

度を設けており、適切に対応している。また就職相談、指導の体制もおおむね適切に行われている。

美術特有の機材利用に伴う安全配慮、心身の健康保持および安全・衛生への配慮が研究室と共に実施されている点も適切である。

課外活動支援は、「クラブ・サークル活動」「芸術祭（大学祭）」「ボランティア活動」の3部門分けながら組織的に指導・支援しており、問題はない。

5 研究環境

独立した作家、専門職業人育成という目的のため、専任教員に対し、それぞれの研究分野における積極的な活動を助成するさまざまな取り組みが見られる。

研究室は十分に確保され、担当授業時間数についても適正に設定されている。役職者については負担に応じ担当授業数を減らす配慮もなされ、各教員とも研究時間は十分に確保されている。

研修機会も確保されており、教員の研究水準の向上に資している。また研究施設も充実しており教員の研究を大いに促進するものである。

個人研究費は適正に支給され、学内共同研究への支援も整備され、その執行にも便宜を供している。また、外部資金の導入に向け、2007（平成19）年より研究支援部を設置し、教員のバックアップ体制を整え、毎年、科学研究費補助金を獲得するとともに、特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）、現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）にも採択されるなど成果を挙げつつある。また、芸術人類学研究所は他の芸術系の大学には見られない特色ある施設であり、今後の成果が期待される。

6 社会貢献

長年、地域との連携プロジェクトが行われており、特に生涯学習センターの公開講座や「好奇心の学校—多摩美術小中学校」と題した子ども講座は受講生も多く、地域住民から支持されている。

また、「連続対話講座 八十八庵」と題して、創造の現場で活躍する人物を招待した公開講座も、毎年3000人以上の参加者を集め、好評である。

20年間の実績を誇る産官学共同プロジェクトは、企業などから高い評価を受けており多くのプロジェクトが実施され、社会貢献として定着していることは評価できる。

7 教員組織

独立した作家、専門職業人の育成という目的を実現するため、各学科の教員配置、きめ細やかな指導を実現する少人数教育体制はおおむね実現している。しかし、美術学部グラフィックデザイン学科は必ずしも少人数とはいえないため、教員配置などを

検討することが望ましい。

社会において芸術活動に従事する者を専任教員として採用する特例勤務教員制度は、大学の理念・目的を達成する上で有効な取り組みである。加えて、人事の活性化のため、1999（平成 11）年に「多摩美術大学教職員定年規程」を改正し、専任教員の定年年齢を新規採用者から 67 歳に引き下げている。しかし、大学全体で専任教員が 51～60 歳に集中しており、経験を要する分野であることが考慮されるが、年齢構成の均衡を保つ努力が望まれる。教員の募集・任命・昇格などに関しては、それぞれ人事規程を設けて公明に行っているため、問題はない。

教育活動のサポートとして、実技・演習科目において、助手・副手などを採用すること、技術職員を配したメディアセンターを設置し作品創作を円滑に行っていることは適切である。

8 事務組織

従来、事務組織は教学組織から独立して運営されてきたが、縦割り組織の弊害を是正するため、各種委員会を改廃する改革が行われた。この改革は、委員会などでの事務職員の役割を「企画・立案等を行う行政職」「適正に事務を執行する一般事務職」と明確化したものであり、適切である。

研究をサポートする研究支援部が 2007（平成 19）年に設置され、現代 G P、産官学共同研究などで、着実に成果を挙げている。加えて、日常的に多くの技術職員を各所に配し、教育・研究の補助に当たり、成果の向上、安全性の担保に資している。

学外研修については、日本私立大学協会が実施する職種別研修に参加してスキルアップを図っているが、学内研修については研修計画の見直しが行われている。

9 施設・設備

八王子キャンパスは校地の拡充、施設・設備などの拡充を実施し、2007（平成 19）年に完成して創作活動を行う上で充実したキャンパスとなった。とりわけ、アトリエなどの実習施設は他の大学に比して非常に整備されており、特筆できるものである。一方上野毛キャンパスについては、バリアフリー化対応などに遅れが見られるため、改善が必要である。

各学部・学科の専門施設は、安全性を配慮し、創作・教育が十分できるよう設備が整えられている。また、共通施設として、教養教育用の A V 機材を備えた講義室、専門領域外を学ぶための共同施設が設けられている。共同施設のメディアセンターは大型施設を集中的に管理し、教育・研究の学際化に対応している。

附属美術館は、2000（平成 12）年に多摩センター駅前に開館し、博物館実習や共同研究の拠点、常設展示、特別展示として活用され、地域交流、作品発信の拠点となっ

ている。

10 図書・電子媒体等

八王子図書館には、美術関係の大型本を十分に収容できるスペースが確保され、AV機器も充実している。また、海外主要美術館のカタログの収集に力を入れているほか、図書館内に授業で使用された教科書などを配した「リザーブド・ブックシェルフ・コーナー」を設置し、学生が授業選択に役立てられるようにしている。

上野毛図書館は小規模であるが、週に3回八王子図書館から蔵書を取り寄せており、不足はない。また映像、演劇関係の資料が豊富である。

座席数は両図書館とも収容定員に対し十分に確保されている。開館時間についても、最終時限終了後も学修が可能なように配慮がなされている。

図書館の地域開放については20歳以上の市民は原則として、紹介状なしに館内利用が可能となっている。

学術情報システムについては2006（平成18）年より国立情報学研究所のGeNiiに接続しており、その他美術・デザイン・建築分野の資料検索が可能なデータベースABM（ARTbibliographies Modern on WEB/CSA）、BHA（Bibliography of the History of Art on WEB/CSA）、DAAI（Design and Applied Arts Index on WEB/CSA）が2008（平成20）年より導入され、研究活動の環境整備が進められている。

11 管理運営

学長は「多摩美術大学学長選考規程」に基づいて選挙によって選出される。また、学部長、研究科長は教授会、協議会で合意を得て理事会が嘱任する手続きが取られている。そして、教学の実務を担う教務部長は、学長の意見を十分に尊重し、人事権を持つ理事長が任命することになっており、明文化された運営体制が整備されている。

管理運営にあたっては、企画・立案、議決、執行の役割を明確にし、機動的な意思決定と執行ができるよう委員会の統廃合を行い、規程の整備を進め、2007（平成19）年12月にはほぼ新組織の体制が整ったので、今後、それがどのように生かされていくかが注視される。

12 財務

順調な学生数の確保により、ここ5年間学生生徒等納付金および帰属収入が安定的に確保できていることは財政上好ましい。

しかし、八王子キャンパス整備計画に係る多額の基本金組み入れにより、帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合がここ数年上昇している。また、退職給与引当や減価償却引当などの要積立額に対する金融資産の充足率も低くなっている。今

後引き続き上野毛キャンパス整備計画が予定されていることから、収支均衡の財務体質改善と、新たな借りに依存しない資金的体力に合った無理のないキャンパス整備計画の策定が望まれる。

なお、監事および公認会計士による監査は適切に行われていると判断できるが、監事による監査報告書の記載内容について、監査方法に関する一般的な記述が欠落しているため、その記載が望まれる。

1.3 情報公開・説明責任

ホームページ、学内広報誌、閲覧において情報公開を行っている。特に、ホームページは充実しており教員や学生の作品などを工夫された手法で公開している。

自己点検・評価結果については、全国の大学、関係機関に送付するほか、ホームページにて報告書の公開を行っている。活動のプロセスそのものを公開する取り組みは貴大学の理解を促進するものである。

ただし、情報公開一般に関しては、財務公開などに準じて行われているが、情報公開が重要視される現状を考慮すると情報公開規程の整備が望ましい。

財務情報に関しては、学内広報誌およびホームページにて行われている。

広報誌『たまびNEWS』は、教員、学生、保護者などに配布するほか、大学キャンパスの各所に配置され、大学に来校した受験生、保護者などが自由に手にすることができる。ただし、広報誌には消費収支計算書と貸借対照表の一部と特記事項および図表が掲載されるにとどまっている。今後、刊行物での公開に際しては、財務三表のすべてと、より詳細な解説を掲載するなどの改善が望まれる。

一方、ホームページでは財務三表のほか、図表・比率を用いるなど詳細な解説が付されており、貴大学への理解の促進に役立っている点は評価できる。

III 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

一 長所として特記すべき事項

1 教育内容・方法

(1) 教育課程等

1) 美術学部、造形表現学部において、PBL (Project Based Learning) 教育の実践は、学科、専攻を越えて共同で活動する点や実社会とのかかわりの中で専門分野を深化させることができる点において、学生の学習意欲向上に役立ち、教育目標に掲げる「高い専門性と総合性の融合」の実現に結びつくため、評価できる。

2) 美術学部芸術学科で行われている「企画、展示、出版、アーカイブ化などを行

う授業」は、イベントの企画や創作を実際に行うという点でこれまでの座学を超えた試みであり、関心の多様化した学生の希望に対応しており、評価できる。

- 3) 美術研究科前期課程については、学部でのPBL (Project Based Learning) 教育の高次元化を図り、各ゼミナールにおいて課題を発見し、プロジェクトを立ち上げることから、課題の解決までを一貫して取り組むことで、それぞれの学生が「作家としての意識」を確立していき、自らの専門性をより深めており、評価できる。

2 学生の受け入れ

- 1) 入学試験作品集の一部を公開していることは受験生に対する説明責任の遂行の観点から評価できる。

3 社会貢献

- 1) 20年間の実績を誇る産官学共同プロジェクトは、現在では大学が外部からの多くの研究支援依頼に応じる形に変わり、2006（平成18）年度には19件、2007（平成19）年度には21件の共同プロジェクトを請け負っており、社会貢献として定着した活動になっている事実は高く評価できる。

4 施設・設備

- 1) 八王子キャンパスの各創作スペースは広く、ゆとりのあるアトリエとなっており、学生がスペースにとらわれない自由な創作活動を行えるよう整備されていることは評価できる。また、メディアセンターは、学科を越えた創作を促進していること、産官学プロジェクトに利用され成果を挙げていることなど、総合的な教育・研究活動の促進に役立てられており、評価できる。

5 情報公開・説明責任

- 1) ホームページにおいて、著作権に適切に配慮した上で教員の研究成果・創作作品、学生の作品を、動画で公開するなど創作者の意図を十分反映した形態で公開していることは、創作者および作品を尊重する姿勢が表れており、評価できる。

二 助言

1 教育内容・方法

(1) 教育方法等

- 1) 美術学部、造形表現学部では、学生による授業評価の結果を活用する組織的な

対応が不十分であり、2005(平成17)年度より中断している授業評価を復活し、継続的に実施することが望まれる。

- 2) 造形表現学部において実技系シラバスの週単位の授業項目を具体的に記載する必要がある。
- 3) 美術研究科において、大学院独自での組織的なFD活動を行う必要がある。

(2) 学位授与・課程修了の認定

- 1) 芸術分野において学位論文、作品の成績評価基準を定めることは困難が予想されるが、基準が定められていないため、基準を定め、学生に明示することが望まれる。

2 教員組織

- 1) 大学全体では、51～60歳の専任教員の割合が39.5%、とりわけ造形表現学部では、56.3%と高くなっているため、経験を要する分野ではあるが、年齢構成の全体的バランスを保つよう改善の努力が望まれる。

3 点検・評価

- 1) 自己点検・評価規程、担当委員会である「教育充実検討委員会」の規程を作成し、自己点検・評価活動の組織化を進めていく必要がある。

4 情報公開・説明責任

- 1) 広報誌においても財務三表をそろえての掲載が望まれる。その際、理解を促す解説を付すなどの工夫も期待される。

以 上

「多摩美術大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果」について

貴大学より2008（平成20）年1月21日付文書にて、2008（平成20）年度の大学評価ならびに認証評価について申請された件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告します。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（多摩美術大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の学部・研究科等の設置状況に応じて編成した分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

(1) 評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成し、これを主査が中心となって1つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参集して、大学評価分科会を開催し（開催日は多摩美術大学資料2を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財務の評価については、大学財務評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、8月1日に大学財務評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに10月15日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴大学に送付しました。その後、同委員会案については、意見申立の手続きを経て大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（「多摩美術大学資料2」は、ご参考までに今回の評価の手続き・経過を時系列で示したものです）。

なお、「評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、

貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

(2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標とその達成状況等を示した「一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「二 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は法令違反など大学としての最低要件を満たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として2012（平成24）年7月末日までにこれをご提出いただきたく存じます。

一方、「助言」は、大学としての最低要件は満たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

また、今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面評価に加えて、実地視察ならびに意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。

多摩美術大学資料1—多摩美術大学提出資料一覧

多摩美術大学資料2—多摩美術大学に対する大学評価のスケジュール

多摩美術大学提出資料一覧

調書

資料の種類	資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における主要点検・評価項目記載状況	

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	2007年度 多摩美術大学 美術学部 学生募集要項(一般入学試験) 2007年度 多摩美術大学 美術学部工芸学科 学生募集要項(自己推薦入学試験) 2007年度 多摩美術大学 美術学部環境デザイン学科 学生募集要項(キャリア入学試験) 2007年度 多摩美術大学 美術学部 学生募集要項(外国人留学生入学試験/帰国子女入学試験) 2007年度 多摩美術大学 美術学部 学生募集要項(3年次編入学試験) 2007年度 多摩美術大学 美術学部 研究生募集要項 2007年度 多摩美術大学 美術学部 転学部・転学科・転専攻 募集要項 2007年度 多摩美術大学 造形表現学部 学生募集要項(一般入学試験/社会人入学試験) 2007年度 多摩美術大学 造形表現学部映像演劇学科 学生募集要項(自己推薦入学試験) 2007年度 多摩美術大学 造形表現学部 学生募集要項(3年次編入学試験) 2007年度 多摩美術大学 造形表現学部 転学部 募集要項 2007年度 多摩美術大学 造形表現学部 転学科 募集要項 2007年度 多摩美術大学大学院 美術研究科 博士前期課程(修士課程)・博士後期課程 学生募集要項
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	TAMA ART UNIVERSITY 2007(大学案内)
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法を具体的に理解する上で役立つもの	a.美術学部 履修案内 b.美術学部 授業計画書 c.造形表現学部 学生便覧・履修案内・シラバス d.美術研究科 履修案内(授業計画書) e.産学官共同研究の20年
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	美術学部時間割表 造形表現学部時間割表 大学院時間割表
(5) 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	多摩美術大学学則 多摩美術大学学位規程 多摩美術大学大学院学則 多摩美術大学大学院美術研究科細則
(6) 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	多摩美術大学教授会規程 多摩美術大学大学院委員会規程
(7) 教員人事関係規程等	a.多摩美術大学教員任用規定 b.多摩美術大学助手規程 c.多摩美術大学客員教授規程 d.多摩美術大学非常勤講師規程 e.多摩美術大学任期制教員に関する規程 f.特例勤務教員の基本給に関する規程

資料の種類	資料の名称
(8) 学長選出・罷免関係規程	多摩美術大学学長に関する規則 多摩美術大学学長選考規程
(9) 自己点検・評価関係規程等	該当規程なし
(10) ハラスメントの防止に関する規程等	多摩美術大学ハラスメント防止規程
(11) 規程集	多摩美術大学規程集
(12) 寄附行為	学校法人多摩美術大学寄附行為
(13) 理事会名簿	学校法人多摩美術大学理事・監事名簿
(14) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	多摩美術大学2000-2003
(15) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	MEDIACENTER GUIDEBOOK 2007 MACHINETOOLS MANUAL 2007(メディアセンター) 多摩美術大学美術館利用のご案内
(16) 図書館利用ガイド等	多摩美術大学八王子図書館利用のてびき 多摩美術大学上野毛図書館利用のてびき
(17) ハラスメント防止に関するパンフレット	多摩美術大学 学生生活手帳(P.166～P.167) 造形表現学部 学生便覧・履修案内・シラバス(P.23) 多摩美術大学セクシュアルハラスメント・ホットライン(携帯カード)
(18) 就職指導に関するパンフレット	学生就職手帳 TAMA ART UNIVERSITY 2008(サブパンフレット)
(19) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	相談室案内 造形表現学部 学生便覧・履修案内・シラバス(P.22) 多摩美術大学 学生生活手帳(P.162)
(20) 財務関係書類	財務計算書類(平成14-19年度)(各種内訳表、明細表含む) 監事監査報告書(平成14-19年度) 独立監査人の調査報告書(平成14-19年度) 財務状況公開に関する資料(多摩美術大学ホームページURLおよび写し)

多摩美術大学に対する大学評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2008年	1月21日	貴大学より大学評価申請書の提出
	3月3日	第4回大学評価委員会の開催（平成20年度大学評価における評価組織体制の確認）
	3月11日	臨時理事会の開催（平成20年度大学評価委員会各分科会の構成を決定）
	4月上旬	貴大学より大学評価関連資料の提出
	4月7日	第5回大学評価委員会の開催（法令改正への対応、「平成19年度大学評価における合意事項」の取り扱いの検討）
	4月28日	第1回大学財務評価分科会の開催
	5月12日 ～24日	評価者研修セミナーの開催（平成20年度の評価の概要ならびに主査・委員が行う作業の説明）
	5月中旬 ～7月上旬 ～7月下旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付 主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成 分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月1日	第2回大学財務評価分科会の開催
	8月26日	大学評価分科会第19群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	9月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
	10月15日	八王子・上野毛キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終版）の作成
	11月10日 ～11日	第3回大学財務評価分科会の開催
	11月23日 ～24日	第3回大学評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	12月6日 ～7日	第6回大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	12月下旬	「評価結果」（委員会案）の貴大学への送付
2009年	2月7日 ～8日	第7回大学評価委員会の開催（貴大学から提示された意見を参考に「評価結果」（委員会案）を修正し、「評価結果」（最終案）を作成）
	2月19日	第451回理事会の開催（「評価結果」（最終案）を評議員会に上程することの了承）
	3月12日	第101回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認）